

地震編資料7 避難に関する協定資料

3 災害発生時等の一時避難場所協定		
平成16年9月24日	災害発生時等の一時避難場所に関する覚書（地震編資料7-1）	塩竈市長と 塩釜港開発株式会社（マリングート塩釜）
平成16年9月24日	災害発生時等の一時避難場所に関する協定（地震編資料7-2）	塩竈市長と 仙台観光(株)（パチンコタイガー塩釜店）
平成19年7月31日	災害発生時等の一時避難場所に関する協定（地震編資料7-3）	塩竈市長と イオン(株)マックスバリュ事業本部
平成26年5月19日	災害発生時等の一時避難場所に関する協定（地震編資料7-4）	塩竈市長と 塩竈倉庫株式会社
平成26年5月19日	災害発生時等の一時避難場所に関する覚書（地震編資料7-5）	塩竈市長と 株式会社千賀の浦（ホテルグランドパレス塩釜）
平成26年5月19日	災害時における施設利用に関する協定書（地震編資料7-6）	塩竈市長と 第二管区海上保安本部
平成26年5月19日	災害時における施設利用に関する協定書（地震編資料7-7）	塩竈市長と 志波彦神社鹽竈神社（一森山道場）
4 災害発生時等の避難所協定		
平成23年3月1日	災害時における2次避難所（福祉避難所）施設利用に関する協定（地震編資料7-8.1）	塩竈市長と 社会福祉法人あしたば福祉会（障がい者）
平成23年3月1日	災害時における2次避難所（福祉避難所）施設利用に関する協定（地震編資料7-8.2）	塩竈市長と 社会福祉法人嶋福祉会（障がい者）
平成23年3月1日	災害時における2次避難所（福祉避難所）施設利用に関する協定（地震編資料7-8.3）	塩竈市長と 社会福祉法人千賀の浦福祉会（高齢者）
平成23年3月1日	災害時における2次避難所（福祉避難所）施設利用に関する協定（地震編資料7-8.4）	塩竈市長と 社会福祉法人塩釜市社会福祉協議会（高齢者）
平成24年9月3日	災害時における2次避難所（福祉避難所）施設利用に関する協定（地震編資料7-9）	塩竈市長と 社会福祉法人大和福壽会（高齢者）
平成25年12月4日	災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定（地震編資料7-10）	塩竈市長と 宮城県教育委員会
平成26年6月2日	災害時における宮城県塩釜高等学校校舎等の避難所利用等についての覚書（地震編資料7-11）	塩竈市長と 塩釜高等学校

4 災害発生時等の避難所協定		
平成31年3月11日	災害時における2次避難所（福祉避難所）施設利用に関する協定 （地震編資料7-12）	塩竈市長と 社会福祉法人萩の里（高齢者）
平成31年3月11日	災害時における2次避難所（福祉避難所）施設利用に関する協定 （地震編資料7-13）	塩竈市長と 医療福祉法人菅野愛生会（障がい者）
平成31年3月11日	災害時における2次避難所（福祉避難所）施設利用に関する協定 （地震編資料7-14）	塩竈市長と 株式会社リツワ（高齢者）
平成31年3月11日	災害時における2次避難所（福祉避難所）施設利用に関する協定 （地震編資料7-15）	塩竈市長と 有限会社ライフサポート（高齢者）
平成31年3月11日	災害時における2次避難所（福祉避難所）施設利用に関する協定 （地震編資料7-16）	塩竈市長と 株式会社サンテック（高齢者）
令和3年6月28日	災害時における2次避難所（福祉避難所）施設利用に関する協定 （地震編資料7-17）	塩竈市長と 有限会社マミーホーム（高齢者）
5 災害発生時等の広域避難に関する協定		
平成29年12月1日	原子力災害時における住民の広域避難に関する協定 （地震編資料7-18）	塩竈市長と 石巻市

地震編資料7-1 災害発生時の一時避難場所に関する覚書
(塩竈市長と塩釜港開発株式会社(マリンゲート塩釜))

覚 書

塩竈市(以下「甲」という。)と塩釜港開発株式会社(以下「乙」という。)とは、災害(災害対策基本法「昭和36年法律第223号」第2条第1号に定める災害をいう。)が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)における一時的な避難場所であるマリンゲート塩釜(以下「施設」という。)の使用について、次のとおり覚書を交換する。

1. 甲が一時避難場所として指定する場所は、次のとおりとする。

指 定 場 所	使用可能時間
2階 ベイサイドルーム、インフォメーションルーム 及びデッキ	全 日
3階 マリンホール及びマスターデッキ	
2階以上の外部階段及び踊場	

2. 甲による指定避難所での受入体制が整ったとき、甲は一時避難した者に対し指定避難所への移動を指示し、乙は速やかに一時避難場所を閉鎖するものとする。
3. この覚書に定めのない事項及び、この覚書に関し疑義の生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この覚書の交換を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自その1通を保有するものとする。

平成16年9月24日

甲 塩竈市旭町1番1号
塩 竈 市 長

佐藤



乙 塩竈市港町1丁目4番1号
塩釜港開発株式会社
代表取締役社長

横田善三郎



地震編資料7-2 災害発生時の一時避難場所に関する協定

(仙台観光株式会社(パチンコタイガー塩釜店))

7-2.1 災害発生時の一時避難場所に関する協定書

協 定 書

仙台観光株式会社(以下「甲」という。)と塩竈市(以下「乙」という。)とは、災害(災害対策基本法「昭和36年法律第223号」第2条第1号に定める災害をいう。)が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)における一時的な避難場所に係るパチンコタイガー塩釜店(以下「施設」という。)の一時使用について、次のとおり協定を締結する。

(使用等)

第1条 乙は、災害時において、災害対策基本法第60条第1項の規定による指示をしたとき、又は居住者、滞在者その他の者が自主的に一時避難を行なうときは、一時避難をする場所として施設を無償で一時使用できるものとし、甲は無償で使用させるものとする。

2 前項の規定により乙が一時使用できる場所は、甲が指定した場所に限るものとする。

3 乙による指定避難所での受入体制が整ったとき、乙は一時避難した者に対し指定避難所への移動を指示し、甲は速やかに一時避難場所を閉鎖するものとする。

(原状回復等)

第2条 乙は、施設を一時使用した後は、原状に回復しなければならない。

2 乙が、施設を一時使用したことにより甲に損害を与えたとき、乙はその損害を賠償しなければならない。

(解除の申出)

第3条 甲は、甲の事情によりこの協定書を解除しようとするときは、解除しようとする日の1月前までに、乙に文書により申し出なければならない。

(疑義等の決定)

第4条 この協定書に定めのない事項及び、この協定書に関し疑義の生じた事項については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自その1通を保有するものとする。

平成16年9月24日

甲

仙台市青葉区川内三十人町1番地の4

仙台観光株式会社

代表取締役 延山 寛



乙

塩竈市旭町1番1号

塩竈市長

佐藤 昭



7-2.2 災害発生時の一時避難場所に関する覚書

(仙台観光株式会社 (パチンコタイガー塩釜店))

覚 書

仙台観光株式会社 (以下「甲」という。) と塩竈市 (以下「乙」という。) とは、平成16年9月24日締結した協定書について、次のとおり覚書を交換する。

1. 乙は、協定書第1条第1項の一時避難できる施設であることを示すために、甲の承諾が得られた適切な場所に標識等を設置できるものとし、これに係る管理は乙が行う。
2. 甲が協定書第1条第2項により指定した場所は、次のとおりとする。

指 定 場 所	使用可能時間
2階～4階駐車場	全 日

この覚書の交換を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自その1通を保有するものとする。

平成16年9月24日

甲
仙名市青葉区川内三十八町1階地4
仙名観光株式会社
代表取締役 延山 寛 

乙
塩竈市旭町1番1号
塩 竈 市 長
佐藤 昭 

地震編資料7-3 災害発生時の一時避難場所に関する協定書

(イオン(株)マックスバリュ事業本部)

7-3.1 災害発生時の一時避難場所に関する協定書

災害発生時等の一時避難場所に関する協定書

イオン株式会社(以下「甲」という。)と塩竈市(以下「乙」という。)とは、災害(災害対策基本法「昭和36年法律第223号」第2条第1号に定める災害をいう。)が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)における一時的な避難場所に係るマックスバリュ塩釜店(以下「施設」という。)の一時使用について、次のとおり協定を締結する。

(使用等)

第1条 乙は、災害時において、災害対策基本法第60条第1項の規定による指示をしたとき、又は居住者、滞在者その他の者が自主的に一時避難を行なうときは、一時避難をする場所として施設を無償で一時的に使用できるものとし、甲は無償で使用させるものとする。

2 前項の規定により乙が一時的に使用できる場所は、甲が指定した場所に限るものとする。

3 乙による指定避難所での受入体制が整ったとき、乙は一時避難した者に対し指定避難所への移動を指示し、甲は速やかに一時避難場所を閉鎖するものとする。

(原状回復等)

第2条 乙は、施設を一時的に使用した後は、原状に回復しなければならない。

2 乙が、施設を一時的に使用したことにより甲に損害を与えたとき、乙はその損害を賠償しなければならない。

(解除の申出)

第3条 甲は、甲の事情によりこの協定書を解除しようとするときは、解除しようとする日の1月前までに、乙に文書により申し出なければならない。

(疑義等の決定)

第4条 この協定書に定めのない事項及び、この協定書に関し疑義の生じた事項については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自その1通を保有するものとする。

平成19年7月31日

甲 仙台市青葉区中央3丁目3番3号
イオン株式会社マックスバリュ事業本部
東北事業部長

青柳英樹



乙 塩竈市旭町1番1号
塩竈市長

佐藤 昭



7-3.2 災害発生時の一時避難場所に関する覚書

(イオン(株)マックスバリュ事業本部)

災害発生時等の一時避難場所に関する覚書

イオン株式会社(以下「甲」という。)と塩竈市(以下「乙」という。)とは、平成19年7月31日締結した災害発生時等の一時避難場所に関する協定書(以下「協定書」という。)について、次のとおり覚書を交換する。

1. 乙は、協定書第1条第1項の一時避難できる施設であることを示すために、甲の承諾が得られた適切な場所に標識等を設置できるものとし、これに係る管理は乙が行う。
2. 甲が協定書第1条第2項により指定した場所は、次のとおりとする。

指 定 場 所	使用可能時間
屋上駐車場	営業時間内(9時から23時)

この覚書の交換を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自その1通を保有するものとする。

平成19年7月31日

甲 仙台市青葉区中央3丁目3番3号
イオン株式会社マックスバリュ事業本部
東北事業部長

青柳英樹



乙 塩竈市旭町1番1号
塩竈市長

佐藤 招



地震編資料7-4 災害発生時等の一時避難場所に関する協定

塩竈市長と塩竈倉庫株式会社

7-4.1 災害発生時の一時避難場所に関する協定書

災害発生時等の一時避難場所に関する協定書

塩 竈 倉 庫 株 式 会 社
塩 竈 市

災害発生時等の一時避難場所に関する協定書

塩竈倉庫株式会社（以下「甲」という。）と塩竈市（以下「乙」という。）とは、災害（災害対策基本法「昭和36年法律第223号」第2条第1号に定める災害をいう。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における一時的な避難場所に係る倉庫施設（以下「施設」という。）の一時使用について、次のとおり協定を締結する。

（使用等）

- 第1条 乙は、災害時において、災害対策基本法第60条第1項の規定による指示をしたとき、又は居住者、滞在者その他の者が自主的に一時避難を行なうときは、一時避難をする場所として施設を無償で一時使用できるものとし、甲は無償で使用させるものとする。
- 2 前項の規定により乙が一時使用できる場所は、甲が指定した場所に限るものとする。
- 3 乙による指定避難所での受入体制が整ったとき、乙は一時避難した者に対し指定避難所への移動を指示し、甲は速やかに一時避難場所を閉鎖するものとする。

（原状回復等）

- 第2条 乙は、施設を一時使用した後は、原状に回復しなければならない。
- 2 乙が、施設を一時使用したことにより甲に損害を与えたとき、乙はその損害を賠償しなければならない。

（解除の申出）

- 第3条 甲は、甲の事情によりこの協定書を解除しようとするときは、解除しようとする日の1か月前までに、乙に文書により申し出なければならない。

（疑義等の決定）

- 第4条 この協定書に定めのない事項及び、この協定書に関し疑義の生じた事項については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自その1通を保有するものとする。

平成26年5月19日

甲 塩竈市海岸通15番20号
塩竈倉庫株式会社

代表取締役社長

植田善三郎



乙 塩竈市旭町1番1号
塩竈市長

佐藤 昭



7-4.2 災害発生時の一時避難場所に関する覚書

災害発生時等の一時避難場所に関する覚書

塩 竈 倉 庫 株 式 会 社
塩 竈 市

災害発生時等の一時避難場所に関する覚書

塩竈倉庫株式会社（以下「甲」という。）と塩竈市（以下「乙」という。）とは、平成26年5月19日締結した災害発生時等の一時避難場所に関する協定書（以下「協定書」という。）について、次のとおり覚書を交換する。

1. 乙は、協定書第1条第1項の一時避難できる施設であることを示すために、甲の承諾が得られた適切な場所に標識等を設置できるものとし、これに係る管理は乙が行う。
2. 甲が協定書第1条第2項により指定した場所は、次のとおりとする。

指 定 場 所	使用可能時間
港町一号倉庫3階（保管庫を含む）	全 日

3. その他
保管庫の鍵は、甲・乙が各1個保有し、開閉は原則として乙が行うこととする。

この覚書の交換を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自その1通を保有するものとする。

平成26年5月19日

甲 塩竈市海岸通15番20号
塩竈倉庫株式会社
代表取締役社長 横 田 善三郎



乙 塩竈市旭町1番1号
塩竈市長 佐 藤 昭



地震編資料7-5 災害発生時等の一時避難場所に関する覚書

塩竈市長と株式会社千賀の浦（ホテルグランドパレス塩釜）

災害発生時等の一時避難場所に関する覚書

株式会社千賀の浦
塩 竈 市

災害発生時等の一時避難場所に関する覚書

株式会社千賀の浦（以下「甲」という。）と塩竈市（以下「乙」という。）とは、平成26年5月19日締結した災害発生時等の一時避難場所に関する協定書（以下「協定書」という。）について、次のとおり覚書を交換する。

1. 乙は、協定書第1条第1項の一時避難できる施設であることを示すために、甲の承諾が得られた適切な場所に標識等を設置できるものとし、これに係る管理は乙が行う。
2. 甲が協定書第1条第2項により指定した場所は、次のとおりとする。

指 定 場 所	使用可能時間
ホテルグランドパレス塩釜 2階・3階宴会場	全 日

この覚書の交換を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自その1通を保有するものとする。

平成26年5月19日

甲 塩竈市尾島町3番5号
株式会社千賀の浦
代表取締役 松本 晴 幸



乙 塩竈市旭町1番1号
塩竈市長 佐藤 昭



地震編資料7-6 災害時における施設利用に関する協定書

塩竈市長と第二管区海上保安本部

災害時における施設利用に関する協定書

第二管区海上保安本部（以下「甲」という。）と塩竈市（以下「乙」という。）は、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において甲の施設を指定避難所又は避難場所（塩竈市地域防災計画に定める指定避難所又は避難場所をいう。以下同じ。）として乙が利用することについて、次のとおり協定を締結する。

（利用できる施設等）

第1条 乙が指定避難所又は避難場所として利用できる甲の施設、利用できる時間及び施設使用料は、次のとおりとする。

利用できる施設	第二管区海上保安本部2階会議室（2部屋）
利用できる時間	終日
施設使用料	無償（ただし、利用に伴う光熱水費は、甲が算定し乙が負担する。）

- 乙は、前項の施設であることを示すため、甲の施設に甲の承諾を得て標識等を設置することができる。
- 前項の標識等の管理は、乙が行う。

（管理責任）

第2条 乙は、災害時において甲の施設を指定避難所として利用するときは、当該指定避難所における管理責任を負う。

- 乙は、前項の規定による管理を行うときは、甲に支援を要請することができる。
- 甲は、前項の規定による要請を受けたときは、業務に支障が生じない範囲で支援を行うものとする。

（利用開始の決定）

第3条 甲の施設を指定避難所又は避難場所として利用開始することに係る決定は、「塩竈市避難所運営マニュアル」に基づき乙が行う。ただし、緊急を要すると認められるときは、甲の決定によることができる。

- 甲は、避難者の安全が確保できない等の理由がある場合を除き、前項本文の決定を拒むことができない。
- 甲及び乙は、第1項の決定をしたときは、その旨を遅滞なく相手方に報告するものとする。

（派遣職員等）

第4条 乙は、甲の施設を指定避難所として利用開始するときに派遣する職員（以下この条において「派遣職員」という。）をあらかじめ定めるものとし、前条第1項の決定をしたときは、派遣職員を速やかに甲に派遣するものとする。ただし、甲の施設を避難場所として利用するときは、派遣職員を派遣しない。

- 甲は、甲の施設を指定避難所として利用するときに乙を支援し、又は甲の施設を避難場所として利用するときに避難者の安全を確保する職員（次項において「支援等職員」とい

う。)をあらかじめ定めるものとする。

- 3 乙は、派遣職員に変更が生じたときは、その旨を甲に報告するものとする。

(避難所運営組織)

第5条 乙は、甲の施設を指定避難所として利用開始したときは、当該指定避難所を運営するため、避難所運営組織を設置する。

- 2 前項の避難所運営組織は、避難者等により構成する。

(訓練等の実施)

第6条 乙は、甲の施設を指定避難所として利用することを想定した訓練や関係者による会議(以下この条において「訓練等」という。)を年1回以上実施するものとする。

- 2 乙は、訓練等の実施に係る地域住民への周知その他必要な事務を行うものとし、甲はこれに協力するものとする。
- 3 乙は、訓練等の実施をとおり、甲の施設を指定避難所又は避難場所として利用したときに避難者等が自主的に当該指定避難所又は避難場所を運営できるよう努めるものとし、甲はこれに協力するものとする。

(食料等の備蓄)

第7条 乙は、甲の施設を指定避難所として利用するために必要な食料、資機材、生活用品(第3項において「食料等」という。)を調達し、甲の施設等に備蓄する。

- 2 甲は、前項の規定による備蓄のため、その施設の使用について業務に支障が生じない範囲で許可を行うものとする。
- 3 第1項の規定により備蓄した食料等は、災害時に甲乙それぞれ利用できるものとする。

(利用期間)

第8条 甲の施設を指定避難所として利用できる期間(以下「利用期間」という。)は、第3条第1項の規定による決定があった日から3日とする。ただし、災害の程度を勘案し必要があると認めるときは、甲乙協議のうえ、利用期間を延長し、又は短縮することができる。

(原状の回復)

第9条 乙は、利用期間が終了したときは、甲の施設を原状に復するとともに甲の確認を受けるものとする。

- 2 乙は、利用期間中に乙の責に帰すべき事由(避難者等の責に帰すべき事由を含む。)により甲が管理する施設の設備等を滅失又はき損したときは、甲の定めるところにより、その一切の損害を賠償しなければならない。

(協定の効力等)

第10条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

- 2 前項の通知は、協定を終了しようとする日の3月前までに行うものとする。

3 平成16年9月24日締結した「災害発生時等の一時避難場所に関する協定書」及び「覚書」は、解除する。

(その他)

第11条 この協定書に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成26年5月19日

甲 塩竈市貞山通三丁目4番1号
塩釜港湾合同庁舎管理者
第二管区海上保安本部

本部長

岩並 秀一



乙 塩竈市旭町1番1号

塩竈市長

佐藤 昭



地震編資料7-7 災害時における施設利用に関する協定書

塩竈市長と志波彦神社鹽竈神社（一森山道場）

災害時における施設利用に関する協定書

志波彦神社鹽竈神社（以下「甲」という。）と塩竈市（以下「乙」という。）は、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において甲の施設を指定避難所又は避難場所（塩竈市地域防災計画に定める指定避難所又は避難場所をいう。以下同じ。）として乙が利用することについて、次のとおり協定を締結する。

（利用できる施設等）

第1条 乙が指定避難所又は避難場所として利用できる甲の施設、利用できる時間及び施設使用料は、次のとおりとする。

利用できる施設	(指定避難所) 一森山道場 (避難場所) 境内
利用できる時間	終日
施設使用料	無償（ただし、利用に伴う光熱水費は、甲が算定し乙が負担する。）

- 2 乙は、前項の施設であることを示すため、甲の施設に甲の承諾を得て標識等を設置することができる。
- 3 前項の標識等の管理は、乙が行う。

（管理責任）

第2条 乙は、災害時において甲の施設を指定避難所として利用するときは、当該指定避難所を適切に管理する責任を負う。

- 2 乙は、前項の規定による管理を行うときは、甲に支援を要請することができる。
- 3 甲は、前項の規定による要請を受けたときは、業務に支障が生じない範囲で支援を行うものとする。

（利用開始の決定）

第3条 甲の施設を指定避難所として利用開始することに係る決定は、乙が行う。ただし、緊急を要すると認められるときは、甲の決定によることができる。

- 2 甲は、避難者の安全が確保できない等の理由がある場合を除き、前項本文の決定を拒むことができない。
- 3 甲及び乙は、第1項の決定をしたときは、その旨を遅滞なく相手方に報告するものとする。

（派遣職員等）

第4条 乙は、甲の施設を指定避難所として利用開始するときに派遣する職員（以下この条において「派遣職員」という。）をあらかじめ定めるものとし、前条第1項の決定をしたときは、派遣職員を速やかに甲に派遣するものとする。ただし、甲の施設を避難場所として利用するときは、派遣職員を派遣しない。

- 2 乙は、派遣職員に変更が生じたときは、その旨を甲に報告するものとする。

(避難所運営組織)

第5条 乙は、甲の施設を指定避難所として利用開始したときは、当該指定避難所を運営するため、避難所運営組織を設置する。

2 前項の避難所運営組織は、避難者等により構成する。

(訓練等の実施)

第6条 乙は、甲の施設を指定避難所として利用することを想定した訓練や関係者による会議（以下この条において「訓練等」という。）を年1回以上実施するものとする。

2 乙は、訓練等の実施に係る地域住民への周知その他必要な事務を行うものとし、甲はこれに協力するものとする。

3 乙は、訓練等の実施をとおし、甲の施設を指定避難所又は避難場所として利用したときに避難者等が自主的に当該指定避難所又は避難場所を運営できるよう努めるものとし、甲はこれに協力するものとする。

(食料等の備蓄)

第7条 乙は、甲の施設を指定避難所として利用するために必要な食料、資機材、生活用品（第3項において「食料等」という。）を調達し、甲の敷地内に備蓄する。

2 甲は、前項の規定による備蓄のため、その敷地の使用について業務に支障が生じない範囲で許可を行うものとする。

3 第1項の規定により備蓄した食料等は、災害時に甲乙それぞれ利用できるものとする。

(利用期間)

第8条 甲の施設を指定避難所として利用できる期間（以下「利用期間」という。）は、第3条第1項の規定による決定があった日から3日とする。ただし、災害の程度を勘案し必要があると認めるときは、甲乙協議のうえ、利用期間を延長し、又は短縮することができる。

(原状の回復)

第9条 乙は、利用期間が終了したときは、甲の施設を原状に復するとともに甲の確認を受けるものとする。

2 乙は、利用期間中に乙の責に帰すべき事由（避難者等の責に帰すべき事由を含む。）により甲が管理する施設の設備等を滅失又はき損したときは、甲の定めるところにより、その一切の損害を賠償しなければならない。

(協定の効力等)

第10条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

2 前項の通知は、協定を終了しようとする日の3か月前までに行うものとする。

(その他)

第11条 この協定書に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

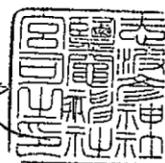
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成26年5月19日

甲 塩竈市一森山1番1号
志波彦神社鹽竈神社

宮司

鍵 三 夫



乙 塩竈市旭町1番1号

塩竈市長

佐藤 昭



地震編資料7-8 災害発生時における2次避難所（福祉避難所）施設利用に関する協定

7-8.1 社会福祉法人あしたば福祉会（障がい者）



災害時における2次避難所（福祉避難所）施設利用 に関する協定書

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により要援護者が非難を余議なくされた者に、塩竈市（以下「甲」という。）が、社会福祉法人あしたば福祉会（以下「乙」という。）に対し、避難施設として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「要援護者」とは、次に掲げる者のうち、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められるもので、災害時に何らかの援護を求める者をいう。

- （1）在宅のねたき高齢者
- （2）日常生活で常時特別な介護を必要とする重度の障がい者
- （3）上記に準ずる者

（施設の使用の要請及び受諾）

第3条 甲は、居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の収容施設をいう。以下「避難所」という。）では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2. 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（避難施設）

第4条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

- （1）知的障害者更生施設（通所）あすなる

2. 上記避難所が、災害等により甚大な被害を蒙り、施設の利用が困難な場合、甲の判断により、代替えの避難所を設置し、職員の配置を行うことができるものとする。

（手続等）

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- （1）要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- （2）身元引受人の氏名、連絡先等
- （3）使用する期間

（避難者の移送）

第6条 乙は、甲の依頼により、避難が必要な要援護者の自施設への移送を行うよう努めるものとする。



第1編 地震災害対策編資料

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護職員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(費用等)

第8条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であつて、次に掲げるものについて払いをするものとする。

(1) 介助員等に要する人件費(夜勤、宿直等に要する費用を含む。)

(2) 要援護者等に要する食費

(3) その他オムツ代等の乙が直接支払いを行ったものに要した費用

2 費用項目についての単価等は別表のとおりとする。

(受け入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受け入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(個人情報の保護)

第10条 甲及び乙並びに介助員等は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要援護者等又その家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(有効期限)

第11条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議してめる。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を持する。

平成23年 3月 1日

(甲) 塩竈市旭町1番1号

塩竈市長 佐藤



(乙) 塩竈市今宮町10番20号

社会福祉法人あしたば福祉

理事長 大沼





災害時における2次避難所（福祉避難所）施設利用 に関する協定書

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により要援護者が非難を余議なくされた者に、塩竈市（以下「甲」という。）が、社会福祉法人嶋福社会（以下「乙」という。）に対し、避難施設として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「要援護者」とは、次に掲げる者のうち、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められるもので、災害時に何らかの援護を求める者をいう。

- （1）在宅のねたきり高齢者
- （2）日常生活で常時特別な介護を必要とする重度の障がい者
- （3）上記に準ずる者

（施設の使用の要請及び受諾）

第3条 甲は、居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の収容施設をいう。以下「避難所」という。）では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（避難施設）

第4条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

- （1）塩竈市地域活動支援センター「藻塩の里」、障害者自立支援施設「さくら学園」
- 2 上記避難所が、災害等により甚大な被害を蒙り、施設の利用が困難な場合、甲の判断により、代替の避難所を設置し、職員の配置を行うことができるものとする。

（手続等）

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- （1）要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- （2）身元引受人の氏名、連絡先等
- （3）使用する期間

（避難者の移送）

第6条 乙は、甲の依頼により、避難が必要な要援護者の自施設への移送を行うよう努めるものとする。



7-8.2 社会福祉法人嶋福社会（障がい者）



災害時における2次避難所（福祉避難所）施設利用
に関する協定書

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により要援護者が非難を余議なくされた者に、塩竈市（以下「甲」という。）が、社会福祉法人嶋福社会（以下「乙」という。）に対し、避難施設として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「要援護者」とは、次に掲げる者のうち、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められるもので、災害時に何らかの援護を求める者をいう。

- （1）在宅のねたきり高齢者
- （2）日常生活で常時特別な介護を必要とする重度の障がい者
- （3）上記に準ずる者

（施設の使用の要請及び受諾）

第3条 甲は、居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の収容施設をいう。以下「避難所」という。）では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（避難施設）

第4条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

- （1）塩竈市地域活動支援センター「藻塩の里」、障害者自立支援施設「さくら学園」
- 2 上記避難所が、災害等により甚大な被害を蒙り、施設の利用が困難な場合、甲の判断により、代替えの避難所を設置し、職員の配置を行うことができるものとする。

（手続等）

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- （1）要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- （2）身元引受人の氏名、連絡先等
- （3）使用する期間

（避難者の移送）

第6条 乙は、甲の依頼により、避難が必要な要援護者の自施設への移送を行うよう努めるものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護職員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(費用等)

第8条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であって、次に掲げるものについて払いをするものとする。

(1) 介助員等に要する人件費(夜勤、宿直等に要する費用を含む。)

(2) 要援護者等に要する食費

(3) その他オムツ代等の乙が直接支払いを行ったものに要した費用

2 費用項目についての単価等は別表のとおりとする。

(受け入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(個人情報の保護)

第10条 甲及び乙並びに介助員等は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要援護者等又その家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(有効期限)

第11条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議してめる。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を持する。

平成23年 3月 1日

(甲) 塩竈市旭町1番1号
塩竈市長 佐藤



(乙) 塩竈市杉の入4丁目103-2
社会福祉法人 嶋福社会
理事長 石田 真



7-8.3 社会福祉法人千賀の浦福社会（高齢者）



災害時における2次避難所(福祉避難所)施設利用
に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により要援護者が避難を余儀なくされた場合に、塩竈市（以下「甲」という。）が、社会福祉法人 千賀の浦福社会（以下「乙」という。）に対し、避難施設として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「要援護者」とは、原則として災害発生時に指定避難所では避難生活が困難な在宅の高齢者、障害者等であって、災害時に何らかの援護を求める者をいう。

(施設の使用の要請及び受諾)

第3条 甲は、居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 特別養護老人ホーム 清楽苑
- (2) 塩竈市清水沢デイサービスセンター

2 上記避難所が、災害等により甚大な被害を蒙り、施設の利用が困難な場合、甲の判断により、代替えの避難所を設置し、職員の配置を行うことができるものとする。

(手続等)

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間

(避難者の移送)

第6条 乙は、甲の依頼により、避難が必要な要援護者の自施設への移送を行うよう努めるものとする。

7-8.4 社会福祉法人塩釜市社会福祉協議会（高齢者）

災害時における2次避難所(福祉避難所)施設利用
に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により要援護者が避難を余儀なくされた場合に、塩釜市（以下「甲」という。）が、社会福祉法人 塩釜市社会福祉協議会（以下「乙」という。）に対し、避難施設として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「要援護者」とは、原則として災害発生時に指定避難所では避難生活が困難な在宅の高齢者、障害者等であって、災害時に何らかの援護を求める者をいう。

(施設の使用の要請及び受諾)

第3条 甲は、居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の收容施設をいう。）では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

(1) 小規模多機能型居宅介護 松ぼっくり

2 上記避難所が、災害等により甚大な被害を蒙り、施設の利用が困難な場合、甲の判断により、代替えの避難所を設置し、職員の配置を行うことができるものとする。

(手続等)

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の氏名、連絡先等

(3) 使用する期間

(避難者の移送)

第6条 乙は、甲の依頼により、避難が必要な要援護者の自施設への移送を行うよう努めるものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

(受入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して決める。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成23年3月1日

(甲) 塩竈市旭町1番1号
塩竈市長 佐藤



(乙) 塩竈市北浜4丁目6番52号
塩竈市社会福祉協議会
会長 佐藤 徳雄



地震編資料7-9 災害時における2次避難所(福祉避難所)施設利用に関する協定
市長と社会福祉法人大和福壽会(高齢者)



災害時における2次避難所(福祉避難所)施設利用
に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害(以下「災害」という。)により要援護者が避難を余儀なくされた場合に、塩竈市(以下「甲」という。)が、社会福祉法人 大和福壽会(以下「乙」という。)に対し、避難施設として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「要援護者」とは、原則として災害発生時に指定避難所では避難生活が困難な在宅の高齢者、障害者等であって、災害時に何らかの援護を求める者をいう。

(施設の使用の要請及び受諾)

第3条 甲は、居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所(災害救助法(昭和22年法律第118号)第23条第1項第1号の収容施設をいう。)では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 介護老人保健施設ももせ塩竈
- (2) 認知症グループホーム ももせやすらぎの里(認知症対応型共同生活介護)
- (3) 老人短期入所施設しおり(短期入所生活介護)

2 上記避難所が、災害等により甚大な被害を蒙り、施設の利用が困難な場合、甲の判断により、代替えの避難所を設置し、職員の配置を行うことができるものとする。

(手続等)

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間

(避難者の移送)

第6条 乙は、甲の依頼により、避難が必要な要援護者の自施設への移送を行うよう努めるものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

(受入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して決める。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成24年 9月 3日

(甲) 塩竈市旭町1番1号
塩竈市長 佐藤



(乙) 〒985-0087
宮城県塩竈市字伊保石20番地1
社会福祉法人大和福壽会
理事長 曾根 宏

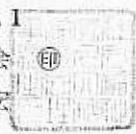


施設名称の変更届出書

平成25年5月22日

塩竈市長 殿

所在地 塩竈市字伊保石 20 番地 1
 事業者名称 社会福祉法人大和福壽会
 代表者氏名 理事長 曾根 宏



次のとおり、災害時における2次避難所（福祉避難所）施設利用に関する協定書の施設名称を変更しましたので届け出ます。

<変更前> 事業所・施設の名称	<変更後> 事業所・施設の名称
介護老人保健施設 ももせ塩竈	介護老人保健施設 やまと塩竈
認知症グループホーム ももせやすらぎの里	認知症グループホーム やすらぎの里
施設名称の変更年月日	平成25年4月1日

*添付資料

施設の名称変更に関する公的書類の写し（コピー可） 1部



地震編資料7-10 災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定

塩竈市長と宮城県教育委員会

災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定書

塩竈市（以下「甲」という。）と宮城県教育委員会（以下「乙」という。）は、宮城県内に発生した地震その他の災害時における、塩竈市地域防災計画に基づく避難所としての県立学校の利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において甲が県立学校を避難所として利用する上での基本的事項を定めることを目的とする。

（避難所として利用できる県立学校）

第2条 甲が避難所として利用できる県立学校は別表のとおりとする。

2 甲が別表に掲げるもののほか、県立学校を新たに避難所として利用する場合は、本協定の再締結を行うものとする。

（県立学校との覚書の締結）

第3条 甲は、県立学校を避難所として利用することについて前条に規定する県立学校と、次に掲げる事項についての覚書を締結するものとする。

- (1) 利用できる施設の範囲に係る事項
- (2) 収容できる避難住民等の数の目安に係る事項
- (3) 甲において行う避難所設置運営に関するマニュアル（以下「避難所運営マニュアル」という。）の整備に係る事項
- (4) 甲が実施する避難所開設の訓練等に係る事項
- (5) 緊急対応に関しての意志決定の方法に関する事項
- (6) その他必要な事項

（避難所の設置運営等）

第4条 災害時の避難所の設置運営は、甲の責任において行うものとする。

2 災害時の避難所の設置運営について、第2条に規定する県立学校の校長（以下「校長」という。）は甲の要請を受け、授業及び業務を妨げない範囲で甲を支援するものとし、避難所運営マニュアルにおいて、教職員の具体的な支援内容について示すものとする。

3 甲は、校長の協力のもと、地域住民等とともに避難所運営マニュアルを整備することや避難所開設の訓練を実施することなどを通じて、可能な限り地域住民等が自主的に避難所の管理運営を担い得るよう、努めるものとする。

4 甲は、避難所の管理運営に必要な日常生活用品、食料、医薬品等の物資の備蓄及び調達（以下「物資の備蓄等」という。）に努めるものとし、校長は物資の備蓄等に必要な施設の使用について授業及び業務を妨げない範囲で許可するものとする。

5 甲が行った物資の備蓄等（地域の自主防災組織が準備するものを含む。）及び校長が帰宅困難生徒等用に備蓄する物資については、災害時等において、関係法令等に反しない範囲で相互に利用できるものとする。

(開設期間等)

第5条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、甲は、災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は、校長の認める範囲内で期間を延長できるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、校長が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、県立学校の避難所としての利用を早期に終了するよう努めるものとする。

(避難所の終了)

第6条 甲は、県立学校の避難所としての利用を終了する際は、原状に復し、校長の確認を受けるものとする。

- 2 甲の責任に帰すべき事由により施設又は校長が管理する設備器具等を滅失又はき損したときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。また、避難した住民等が施設又は校長が管理する設備器具等を滅失又はき損したときも、甲が、その損害を賠償するものとする。

(使用許可等)

第7条 本協定に基づき、甲が第2条に規定する県立学校を避難所として使用する場合、校長は、教育財産管理規則（昭和55年宮城県教育委員会規則第7号）第7条の12第1号の規定により目的外使用の許可を行うものとし、使用料は同規則第11条第2項第1号の規定により無償とする。

なお、許可申請は災害時であることを考慮し、文書によらず行うことができる。この場合において、甲は、後に申請書を校長に速やかに提出するものとする。

- 2 前条に規定する場合において生じる電気料、水道料、ガス使用料、燃料費その他の費用については、甲が負担するものとし、当該費用の算定については、前年同月実績との比較等に基づき、校長が行うものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成25年12月4日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第9条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年 12月 4日

甲 塩竈市長

佐藤



乙 宮城県教育委員会教育長

高橋



(別表：第2条関連)

甲が避難所として利用できる県立学校は下記のとおりとする。

学校名	住所
宮城県塩釜高等学校	塩竈市泉ヶ岡7番1号

地震編資料7-11 災害時における宮城県塩釜高等学校校舎等の避難所利用等についての覚書

塩竈市長と塩釜高等学校

災害時における宮城県塩釜高等学校校舎等の避難所利用等についての覚書

塩竈市（以下「甲」という。）と宮城県塩釜高等学校（以下「乙」という。）とは、甲と宮城県教育委員会が締結した災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定書（以下「協定書」という。）第3条に基づき、乙の校舎等を甲の地域防災計画に定める指定避難所（以下「避難所」という。）として利用すること、及び乙の校舎等を甲の地域防災計画に定める避難場所（以下「避難場所」という。）として利用することについて、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、協定書に定める事項のほか、災害時において甲が乙の校舎等の一部を避難所及び避難場所として利用する上で必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所等の利用の開始等）

第2条 避難所としての利用開始の判断は甲が行い、乙は校舎等施設の被害が甚大であり、避難者の安全が確保できない等重大な理由が無い場合は、これを拒むことはできないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙から甲に連絡する暇がない等の場合においては、乙の判断に基づき避難所及び避難場所として利用を開始することができるものとする。
- 4 甲は、具体的な避難所開設の手順等を第7条に規定する避難所設置運営に関するマニュアル（以下「避難所運営マニュアル」という。）において定めるものとする。

（職員の派遣等）

第3条 甲は、避難所としての利用にあたり、職員を速やかに乙に派遣するものとする。

- 2 乙は、避難所としての利用を支援するための職員を予め定めるものとする。
- 3 前2項に規定する職員の具体的な役割等については、避難所運営マニュアルにおいて定めるものとする。

（避難所運営組織等）

第4条 甲は、避難所としての利用を開始した後、速やかに避難所運営組織等を設置し、避難所の運営にあたるものとする。

- 2 前項に規定する避難所運営組織等の構成員等は、甲が乙と協議の上、避難所運営マニュアルにおいて定めるものとする。
- 3 避難所運営組織等は、避難所の運営等に関して意思決定する場合は、必要に応じて乙と協議するものとする。

- 4 避難所運営組織等が設置されるまでの間等で、予め定められた事項以外に、避難所の開設及び運営に関して緊急に意思決定を行う必要が生じた場合は、甲、乙間において協議を行うことを原則とするが、協議を行う暇が無い等の場合は、甲において意思決定し、後に当該決定事項を乙に報告するものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、前項に定める場合で、甲の職員が派遣される前等においては、乙において意思決定し、後に当該決定事項を甲に報告することができるものとする。

(避難所等として利用できる範囲)

第5条 乙の校舎等において、避難所として利用できる範囲は、別添図面の東キャンパス体育館1階及び2階とする。また、避難場所については、東キャンパス及び西キャンパスの校庭とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、地域に想定を上回る被害が発生した等の場合は、甲は、乙の了解を得て前項に定める場所以外の場所についても避難所及び避難場所として利用することができるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、乙が必要と認める場合は、第1項に定める場所以外の場所についても避難所及び避難場所として利用することができるものとする。
- 4 乙は、避難所として利用する体育館入口の鍵を2セット甲に貸出し、甲は適切に保管する。

(避難所等の収容人数)

第6条 指定避難所としての収容人員は、1,187人(東キャンパス)とし、避難場所としての収容人数は、概ね3,200人(東キャンパス)及び7,200人(西キャンパス)とする。

(避難所運営マニュアルの整備)

- 第7条 甲は、乙と協議の上、避難所の設置運営方法等について必要な事項を定めた避難所運営マニュアルを整備するものとする。
- 2 甲は、避難所運営マニュアルについて、第8条に規定する訓練等において不備が判明した等の場合は、乙に協議の上適宜見直しを行うものとする。

(避難所の開設等の訓練)

- 第8条 甲は、乙の校舎を利用して行う避難所の開設訓練(地域住民等が主催するものを含む)や関係者の連絡会議等を年1回以上実施するものとする。
- 2 前項の準備に係る地域住民への広報等必要な事務については、甲において行うものとし、乙は甲に協力するものとする。

(住民への周知)

第9条 甲は、避難所に避難する見込みの住民に対して、避難所運営マニュアルの内容、避難所としての施設の使用上の留意点、避難者の役割等について、訓練、広報等、適切な方法により十分周知するものとする。

(備蓄品)

第10条 甲は、乙の許可を得て、乙の施設又は乙の敷地内に設置した甲の所有する施設に、避難所等の運営に必要な備蓄品等を保管することができるものとする。

2 前2項の備蓄品の種類及び数量は甲が別に定めるものとする。

(その他)

第11条 この覚書に定められた事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年6月2日

甲 塩竈市長

佐藤 昭



乙 宮城県塩釜高等学校長

藤倉 眞



地震編資料7-12 災害時における2次避難所（福祉避難所）施設利用に関する協定
社会福祉法人萩の里（高齢者）



災害時における2次避難所（福祉避難所）施設利用に関する協定書

塩竈市（以下「甲」という。）と社会福祉法人萩の里（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における要配慮者を受け入れるための福祉避難所の確保等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、要配慮者を福祉避難所に受け入れる場合の手続等について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「要配慮者」とは、身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するに至らない高齢者又は障がい者等であつて、市の指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の収容施設をいう。）での生活において特別な配慮を要するものをいう。

（施設の使用の要請及び受諾）

第3条 甲は、要配慮者のため、次条第1項に掲げる施設を福祉避難所として使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。なお、必要に応じ要配慮者1名に介助者1名が同行することもあるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（福祉避難所）

第4条 福祉避難所として使用する施設は、次に掲げる施設とする。

（1）高齢者福祉複合施設月見ヶ丘

2 第1項に規定する施設が、災害等により甚大な被害を蒙り、使用できない場合は、甲の判断により、代替の福祉避難所を設置し、職員の配置を行うことができるものとする。

（手続等）

第5条 甲は、第3条第1項の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（1）要配慮者及び介助者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2）要配慮者の身元引受人の氏名、連絡先等

（3）福祉避難所として施設を使用する期間

（要配慮者の移送）

第6条 乙は、甲の依頼があつた場合、避難が必要な要配慮者の福祉避難所への移送を行うよう努めるものとする。



(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要配慮者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達を行うものとする。ただし、調達に緊急を要する場合は、甲乙協議して対応するものとする。

2 甲は、乙が要配慮者を適切に介護できるよう看護師、介護職員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(費用等)

第8条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用等であつて、次に掲げるものについて支払うものとする。

(1) 介助員等に要する人件費(夜勤、宿直等に要する費用を含む。)

(2) 要配慮者等に要する食費

(3) オムツ代等の乙が直接支払いを行ったものに要した費用

(4) 甲の依頼があつた場合の要配慮者の移送費

(5) その他、上記以外で甲乙協議して必要と認める費用

2 費用項目についての単価等は、別表のとおりとする。

(福祉避難所設置計画等)

第9条 この協定の締結後、乙は、福祉避難所設置計画として施設の状況等を、あらかじめ甲へ報告するものとする。

(個人情報の保護)

第10条 甲及び乙並びに介助員等は、この協定に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から会計年度の末日までとし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成 31年 3月 11日

(甲) 塩竈市旭町1番1号
塩竈市長 佐藤 昭



(乙)

宮城県塩竈市月見ヶ丘6番10号
社会福祉法人 萩の里
理事長 阿部 仁美



別表（第8条関係）

○福祉避難所の管理運営に要した費用の単価等

費用項目	単価等
(1) 介助員等に要する人件費 (夜勤等に要する費用を含む)	(ア) 日勤（時間給） 介助員の人件費は、直近の賃金構造基本統計調査の宮城県の福祉施設介護員の男女の平均を単価額とする。 (イ) 夜勤 ①時間外勤務（時間給） 介助員の日勤の単価に 125/100 を乗じた単価とする。 ②深夜勤務（時間給）…22:00～翌 5:00 介助員の日勤の単価に 150/100 を乗じた単価とする。
(2) 要配慮者等に要する食費	実費弁償とする。
(3) オムツ代等の乙が直接支払いを行ったものに要した費用	なお、裏付けとなる領収書等を添付するものとする。
(4) 要配慮者の移送費	単価は短期入所サービスの送迎加算（片道）に準ずるものとする
(5) その他	甲乙協議して単価等を定める。

別記 個人情報取扱特記事項 (案)

(基本的事項)

第1 乙は、この協定による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この協定による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。事務が終了し、又はこの協定を解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第3 乙は、この協定の事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者への周知等)

第4 乙は、この協定により事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該協定による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他の個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。また、乙は、この協定による事務を処理するために取扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

第5 乙は、この協定による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(再委託の禁止)

第6 乙は、この協定による事務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、甲が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第7 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第8 乙は、甲の指示がある場合を除き、この協定による事務の処理のために取扱う個人情報を当該協定の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(実地調査等)

第9 甲は、乙がこの協定による事務を行うに当たり、実施状況を調査する必要があると認めるときは、実地に調査し、乙に対して必要な書類の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(資料の返還等)

第10 乙は、この協定による事務の処理のために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報を記録した資料等は、事務完了後、直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとし、甲の承諾を得て行った複写又は複製物については、廃棄又は消去しなければならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この協定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。事務が終了し、又は協定を解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第12 甲は、乙が個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、協定の解除及び損害賠償の請求をすることができる。



地震編資料7-13 災害時における2次避難所（福祉避難所）施設利用に関する協定
医療福祉法人菅野愛生会（障がい者）

災害時における2次避難所（福祉避難所）施設利用に関する協定書

塩竈市（以下「甲」という。）と医療法人菅野愛生会（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における要配慮者を受け入れるための福祉避難所の確保等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、要配慮者を福祉避難所に受け入れる場合の手続等について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「要配慮者」とは、身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するに至らない高齢者又は障がい者等であつて、市の指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の収容施設をいう。）での生活において特別な配慮を要するものをいう。

（施設の使用の要請及び受諾）

第3条 甲は、要配慮者のため、次条第1項に掲げる施設を福祉避難所として使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。なお、必要に応じ要配慮者1名に介助者1名が同行することもあるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（福祉避難所）

第4条 福祉避難所として使用する施設は、次に掲げる施設とする。

（1）介護老人保健施設グリーンヒルズ

2 第1項に規定する施設が、災害等により甚大な被害を蒙り、使用できない場合は、甲の判断により、代替の福祉避難所を設置し、職員の配置を行うことができるものとする。

（手続等）

第5条 甲は、第3条第1項の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（1）要配慮者及び介助者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2）要配慮者の身元引受人の氏名、連絡先等

（3）福祉避難所として施設を使用する期間

（要配慮者の移送）

第6条 乙は、甲の依頼があつた場合、避難が必要な要配慮者の福祉避難所への移送を行うよう努めるものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要配慮者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達を行うものとする。ただし、調達に緊急を要する場合は、甲乙協議して対応するものとする。

2 甲は、乙が要配慮者を適切に介護できるよう看護師、介護職員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(費用等)

第8条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用等であって、次に掲げるものについて支払うものとする。

(1) 介助員等に要する人件費(夜勤、宿直等に要する費用を含む。)

(2) 要配慮者等に要する食費

(3) オムツ代等の乙が直接支払いを行ったものに要した費用

(4) 甲の依頼があった場合の要配慮者の移送費

(5) その他、上記以外で甲乙協議して必要と認める費用

2 費用項目についての単価等は、別表のとおりとする。

(福祉避難所設置計画等)

第9条 この協定の締結後、乙は、福祉避難所設置計画として施設の状況等を、あらかじめ甲へ報告するものとする。

(個人情報の保護)

第10条 甲及び乙並びに介助員等は、この協定に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から会計年度の末日までとし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成 31年 3月 11日

(甲) 塩竈市旭町1番1号
塩竈市長 佐藤



(乙) 塩釜市西玉川町1番16号
医療法人菅野愛生会
理事長 菅野喜興



別表（第8条関係）

○福祉避難所の管理運営に要した費用の単価等

費用項目	単価等
(1) 介助員等に要する人件費 (夜勤等に要する費用を含む)	(ア) 日勤（時間給） 介助員の人件費は、直近の賃金構造基本統計調査の宮城県の福祉施設介護員の男女の平均を単価額とする。 (イ) 夜勤 ①時間外勤務（時間給） 介助員の日勤の単価に 125/100 を乗じた単価とする。 ②深夜勤務（時間給）…22:00～翌 5:00 介助員の日勤の単価に 150/100 を乗じた単価とする。
(2) 要配慮者等に要する食費	実費弁償とする。
(3) オムツ代等の乙が直接支払いを行ったものに要した費用	なお、裏付けとなる領収書等を添付するものとする。
(4) 要配慮者の移送費	単価は短期入所サービスの送迎加算（片道）に準ずるものとする
(5) その他	甲乙協議して単価等を定める。

別記 個人情報取扱特記事項 (案)

(基本的事項)

第1 乙は、この協定による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この協定による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。事務が終了し、又はこの協定を解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第3 乙は、この協定の事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者への周知等)

第4 乙は、この協定により事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該協定による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他の個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。また、乙は、この協定による事務を処理するために取扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

第5 乙は、この協定による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(再委託の禁止)

第6 乙は、この協定による事務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、甲が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第7 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第8 乙は、甲の指示がある場合を除き、この協定による事務の処理のために取扱う個人情報を当該協定の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(実地調査等)

第9 甲は、乙がこの協定による事務を行うに当たり、実施状況を調査する必要があると認めるときは、実地に調査し、乙に対して必要な書類の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(資料の返還等)

第10 乙は、この協定による事務の処理のために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報を記録した資料等は、事務完了後、直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとし、甲の承諾を得て行った複写又は複製物については、廃棄又は消去しなければならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この協定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。事務が終了し、又は協定を解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第12 甲は、乙が個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、協定の解除及び損害賠償の請求をすることができる。



地震編資料7-14 災害時における2次避難所（福祉避難所）施設利用に関する協定
株式会社リツワ（高齢者）



災害時における2次避難所（福祉避難所）施設利用に関する協定書



塩竈市（以下「甲」という。）と株式会社リツワ（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における要配慮者を受け入れるための福祉避難所の確保等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、要配慮者を福祉避難所に受け入れる場合の手続等について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「要配慮者」とは、身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するに至らない高齢者又は障がい者等であつて、市の指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の収容施設をいう。）での生活において特別な配慮を要するものをいう。

（施設の使用の要請及び受諾）

第3条 甲は、要配慮者のため、次条第1項に掲げる施設を福祉避難所として使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。なお、必要に応じ要配慮者1名に介助者1名が同行することもあるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（福祉避難所）

第4条 福祉避難所として使用する施設は、次に掲げる施設とする。

（1）ケアビレッジ塩竈ケアサービスステーション

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

2 第1項に規定する施設が、災害等により甚大な被害を蒙り、使用できない場合は、甲の判断により、代替の福祉避難所を設置し、職員の配置を行うことができるものとする。

（手続等）

第5条 甲は、第3条第1項の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（1）要配慮者及び介助者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2）要配慮者の身元引受人の氏名、連絡先等

（3）福祉避難所として施設を使用する期間

（要配慮者の移送）

第6条 乙は、甲の依頼があつた場合、避難が必要な要配慮者の福祉避難所への移送を行うよう努めるものとする。



(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要配慮者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達を行うものとする。ただし、調達に緊急を要する場合は、甲乙協議して対応するものとする。

2 甲は、乙が要配慮者を適切に介護できるよう看護師、介護職員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(費用等)

第8条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用等であって、次に掲げるものについて支払うものとする。

(1) 介助員等に要する人件費(夜勤、宿直等に要する費用を含む。)

(2) 要配慮者等に要する食費

(3) オムツ代等の乙が直接支払いを行ったものに要した費用

(4) 甲の依頼があった場合の要配慮者の移送費

(5) その他、上記以外で甲乙協議して必要と認める費用

2 費用項目についての単価等は、別表のとおりとする。

(福祉避難所設置計画等)

第9条 この協定の締結後、乙は、福祉避難所設置計画として施設の状況等を、あらかじめ甲へ報告するものとする。

(個人情報の保護)

第10条 甲及び乙並びに介助員等は、この協定に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から会計年度の末日までとし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成 31年 3月 11日

(甲) 塩竈市旭町1番1号

塩竈市長 佐藤



(乙) 宮城県栗原市栗駒岩ヶ崎桐木沢6

代表取締役 佐々木



別表（第8条関係）

○福祉避難所の管理運営に要した費用の単価等

費用項目	単価等
(1) 介助員等に要する人件費 (夜勤等に要する費用を含む)	(ア) 日勤（時間給） 介助員の人件費は、直近の賃金構造基本統計調査の宮城県の福祉施設介護員の男女の平均を単価額とする。 (イ) 夜勤 ①時間外勤務（時間給） 介助員の日勤の単価に 125/100 を乗じた単価とする。 ②深夜勤務（時間給）…22:00～翌 5:00 介助員の日勤の単価に 150/100 を乗じた単価とする。
(2) 要配慮者等に要する食費	実費弁償とする。
(3) オムツ代等の乙が直接支払いを行ったものに要した費用	なお、裏付けとなる領収書等を添付するものとする。
(4) 要配慮者の移送費	単価は短期入所サービスの送迎加算（片道）に準ずるものとする
(5) その他	甲乙協議して単価等を定める。

別記 個人情報取扱特記事項（案）

（基本的事項）

第1 乙は、この協定による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この協定による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。事務が終了し、又はこの協定を解除された後においても同様とする。

（適正な管理）

第3 乙は、この協定の事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（従事者への周知等）

第4 乙は、この協定により事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該協定による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他の個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。また、乙は、この協定による事務を処理するために取扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（収集の制限）

第5 乙は、この協定による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（再委託の禁止）

第6 乙は、この協定による事務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、甲が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

（複写及び複製の禁止）

第7 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第8 乙は、甲の指示がある場合を除き、この協定による事務の処理のために取扱う個人情報を当該協定の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（実地調査等）

第9 甲は、乙がこの協定による事務を行うに当たり、実施状況を調査する必要があると認めるときは、実地に調査し、乙に対して必要な書類の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

（資料の返還等）

第10 乙は、この協定による事務の処理のために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報を記録した資料等は、事務完了後、直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとし、甲の承諾を得て行った複写又は複製物については、廃棄又は消去しなければならない。

（事故発生時における報告）

第11 乙は、個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この協定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。事務が終了し、又は協定を解除された後においても同様とする。

（契約の解除及び損害賠償）

第12 甲は、乙が個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、協定の解除及び損害賠償の請求をすることができる。



地震編資料7-15 災害時における2次避難所（福祉避難所）施設利用に関する協定
有限会社ライフサポート（高齢者）



災害時における2次避難所（福祉避難所）施設利用に関する協定書

塩竈市（以下「甲」という。）と有限会社ライフサポート（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における要配慮者を受け入れるための福祉避難所の確保等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、要配慮者を福祉避難所に受け入れる場合の手続等について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「要配慮者」とは、身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するに至らない高齢者又は障がい者等であつて、市の指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の収容施設をいう。）での生活において特別な配慮を要するものをいう。

（施設の使用の要請及び受諾）

第3条 甲は、要配慮者のため、次条第1項に掲げる施設を福祉避難所として使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。なお、必要に応じ要配慮者1名に介助者1名が同行することもあるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（福祉避難所）

第4条 福祉避難所として使用する施設は、次に掲げる施設とする。

（1）グループホームオリーブ

2 第1項に規定する施設が、災害等により甚大な被害を蒙り、使用できない場合は、甲の判断により、代替の福祉避難所を設置し、職員の配置を行うことができるものとする。

（手続等）

第5条 甲は、第3条第1項の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（1）要配慮者及び介助者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2）要配慮者の身元引受人の氏名、連絡先等

（3）福祉避難所として施設を使用する期間

（要配慮者の移送）

第6条 乙は、甲の依頼があつた場合、避難が必要な要配慮者の福祉避難所への移送を行うよう努めるものとする。



(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要配慮者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達を行うものとする。ただし、調達に緊急を要する場合は、甲乙協議して対応するものとする。

2 甲は、乙が要配慮者を適切に介護できるよう看護師、介護職員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(費用等)

第8条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用等であって、次に掲げるものについて支払うものとする。

(1) 介助員等に要する人件費(夜勤、宿直等に要する費用を含む。)

(2) 要配慮者等に要する食費

(3) オムツ代等の乙が直接支払いを行ったものに要した費用

(4) 甲の依頼があった場合の要配慮者の移送費

(5) その他、上記以外で甲乙協議して必要と認める費用

2 費用項目についての単価等は、別表のとおりとする。

(福祉避難所設置計画等)

第9条 この協定の締結後、乙は、福祉避難所設置計画として施設の状況等を、あらかじめ甲へ報告するものとする。

(個人情報の保護)

第10条 甲及び乙並びに介助員等は、この協定に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から会計年度の末日までとし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成 31年 3月 11日

(甲) 塩竈市旭町1番1号
塩竈市長 佐藤 昭



(乙) 085-0071 宮城県塩竈市松陽台3-25-20

有限会社 ライフサポート

小田 園



別表（第8条関係）

○福祉避難所の管理運営に要した費用の単価等

費用項目	単価等
(1) 介助員等に要する人件費 (夜勤等に要する費用を含む)	(ア) 日勤（時間給） 介助員の人件費は、直近の賃金構造基本統計調査の宮城県の福祉施設介護員の男女の平均を単価額とする。 (イ) 夜勤 ①時間外勤務（時間給） 介助員の日勤の単価に 125/100 を乗じた単価とする。 ②深夜勤務（時間給）…22:00～翌 5:00 介助員の日勤の単価に 150/100 を乗じた単価とする。
(2) 要配慮者等に要する食費	実費弁償とする。 なお、裏付けとなる領収書等を添付するものとする。
(3) オムツ代等の乙が直接支払いを行ったものに要した費用	
(4) 要配慮者の移送費	単価は短期入所サービスの送迎加算（片道）に準ずるものとする
(5) その他	甲乙協議して単価等を定める。

別記 個人情報取扱特記事項（案）

（基本的事項）

第1 乙は、この協定による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この協定による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。事務が終了し、又はこの協定を解除された後においても同様とする。

（適正な管理）

第3 乙は、この協定の事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（従事者への周知等）

第4 乙は、この協定により事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該協定による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他の個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。また、乙は、この協定による事務を処理するために取扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（収集の制限）

第5 乙は、この協定による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（再委託の禁止）

第6 乙は、この協定による事務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、甲が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

（複写及び複製の禁止）

第7 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第8 乙は、甲の指示がある場合を除き、この協定による事務の処理のために取扱う個人情報を当該協定の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（実地調査等）

第9 甲は、乙がこの協定による事務を行うに当たり、実施状況を調査する必要があると認めるときは、実地に調査し、乙に対して必要な書類の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

（資料の返還等）

第10 乙は、この協定による事務の処理のために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報を記録した資料等は、事務完了後、直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとし、甲の承諾を得て行った複写又は複製物については、廃棄又は消去しなければならない。

（事故発生時における報告）

第11 乙は、個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この協定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。事務が終了し、又は協定を解除された後においても同様とする。

（契約の解除及び損害賠償）

第12 甲は、乙が個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、協定の解除及び損害賠償の請求をすることができる。



地震編資料7-16 災害時における2次避難所（福祉避難所）施設利用に関する協定
株式会社サンテック（高齢者）



災害時における2次避難所（福祉避難所）施設利用に関する協定書

塩竈市（以下「甲」という。）と株式会社サンテック（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における要配慮者を受け入れるための福祉避難所の確保等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、要配慮者を福祉避難所に受け入れる場合の手続等について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「要配慮者」とは、身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するに至らない高齢者又は障がい者等であつて、市の指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の收容施設をいう。）での生活において特別な配慮を要するものをいう。

（施設の使用の要請及び受諾）

第3条 甲は、要配慮者のため、次条第1項に掲げる施設を福祉避難所として使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。なお、必要に応じ要配慮者1名に介助者1名が同行することもあるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（福祉避難所）

第4条 福祉避難所として使用する施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) グループホーム小松崎あさひ園
- (2) グループホーム清水沢あさひ園
- (3) グループホーム杉の入あさひ園

2 第1項に規定する施設が、災害等により甚大な被害を蒙り、使用できない場合は、甲の判断により、代替の福祉避難所を設置し、職員の配置を行うことができるものとする。

（手続等）

第5条 甲は、第3条第1項の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 要配慮者及び介助者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 要配慮者の身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 福祉避難所として施設を使用する期間

（要配慮者の移送）

第6条 乙は、甲の依頼があつた場合、避難が必要な要配慮者の福祉避難所への移送を行うよう努めるものとする。



(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要配慮者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達を行うものとする。ただし、調達に緊急を要する場合は、甲乙協議して対応するものとする。

2 甲は、乙が要配慮者を適切に介護できるよう看護師、介護職員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(費用等)

第8条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用等であつて、次に掲げるものについて支払うものとする。

(1) 介助員等に要する人件費(夜勤、宿直等に要する費用を含む。)

(2) 要配慮者等に要する食費

(3) オムツ代等の乙が直接支払いを行ったものに要した費用

(4) 甲の依頼があつた場合の要配慮者の移送費

(5) その他、上記以外で甲乙協議して必要と認める費用

2 費用項目についての単価等は、別表のとおりとする。

(福祉避難所設置計画等)

第9条 この協定の締結後、乙は、福祉避難所設置計画として施設の状況等を、あらかじめ甲へ報告するものとする。

(個人情報の保護)

第10条 甲及び乙並びに介助員等は、この協定に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から会計年度の末日までとし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成 31年 3月 11日

(甲) 塩竈市旭町1番1号
塩竈市長 佐藤 昭



(乙) 宮城県塩釜市小松崎4番45号
株式会社サンテック
代表取締役 佐藤久子



別表（第8条関係）

○福祉避難所の管理運営に要した費用の単価等

費用項目	単価等
(1) 介助員等に要する人件費 (夜勤等に要する費用を含む)	(ア) 日勤（時間給） 介助員の人件費は、直近の賃金構造基本統計調査の宮城県の福祉施設介護員の男女の平均を単価額とする。 (イ) 夜勤 ①時間外勤務（時間給） 介助員の日勤の単価に 125/100 を乗じた単価とする。 ②深夜勤務（時間給）…22:00～翌 5:00 介助員の日勤の単価に 150/100 を乗じた単価とする。
(2) 要配慮者等に要する食費	実費弁償とする。 なお、裏付けとなる領収書等を添付するものとする。
(3) オムツ代等の乙が直接支払いを行ったものに要した費用	
(4) 要配慮者の移送費	単価は短期入所サービスの送迎加算（片道）に準ずるものとする
(5) その他	甲乙協議して単価等を定める。

別記 個人情報取扱特記事項 (案)

(基本的事項)

第1 乙は、この協定による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この協定による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。事務が終了し、又はこの協定を解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第3 乙は、この協定の事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者への周知等)

第4 乙は、この協定により事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該協定による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他の個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。また、乙は、この協定による事務を処理するために取扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

第5 乙は、この協定による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(再委託の禁止)

第6 乙は、この協定による事務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、甲が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第7 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第8 乙は、甲の指示がある場合を除き、この協定による事務の処理のために取扱う個人情報を当該協定の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(実地調査等)

第9 甲は、乙がこの協定による事務を行うに当たり、実施状況を調査する必要があると認めるときは、実地に調査し、乙に対して必要な書類の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(資料の返還等)

第10 乙は、この協定による事務の処理のために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報を記録した資料等は、事務完了後、直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとし、甲の承諾を得て行った複写又は複製物については、廃棄又は消去しなければならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この協定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。事務が終了し、又は協定を解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第12 甲は、乙が個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、協定の解除及び損害賠償の請求をすることができる。



地震編資料7-17 災害時における2次避難所（福祉避難所）施設利用に関する協定
塩竈市長と有限会社マミーホーム（高齢者）



災害時における2次避難所（福祉避難所）施設利用に関する協定書

塩竈市（以下「甲」という。）と有限会社マミーホーム（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における要配慮者を受け入れるための福祉避難所の確保等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、要配慮者を福祉避難所に受け入れる場合の手続等について、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 受入れの対象となる者は、災害発生時に指定避難所では生活が困難な高齢者及び障害者等であって、甲が福祉避難所での避難生活が必要であると判断したものであるものとする。

（施設の使用の要請及び受諾）

第3条 甲は、居宅が居住困難となった要配慮者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の収容施設をいう。以下「避難所」という。）では対応が困難な要配慮者のため、次条第1項に掲げる施設を福祉避難所として使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（福祉避難所）

第4条 福祉避難所として使用する施設は、次に掲げる施設とする。

グループホーム梅の宮マミー（塩竈市梅の宮16番11号）

2 第1項に規定する施設が、災害等により甚大な被害を蒙り、使用できない場合は、甲の判断により、代替の福祉避難所を設置し、職員の配置を行うことができるものとする。

（手続等）

第5条 甲は、第3条第1項の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（1）要配慮者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2）要配慮者の身元引受人の氏名、連絡先等

（3）福祉避難所として施設を使用する期間

（要配慮者の移送）

第6条 乙は、甲の依頼があった場合、避難が必要な要配慮者の福祉避難所への移送を行うよう努めるものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要配慮者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達を行うものとする。ただし、調達に緊急を要する場合は、甲乙協議して対応するものとする。

2 甲は、乙が要配慮者を適切に介護できるよう看護師、介護職員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(費用等)

第8条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払うものとする。

(1) 介助員等に要する人件費(夜勤、宿直等に要する費用を含む。)

(2) 要配慮者等に要する食費

(3) その他オムツ代等の乙が直接支払いを行ったものに要した費用

2 費用項目についての単価等は、別表のとおりとする。

(福祉避難所設置計画等)

第9条 この協定の締結後、乙は、福祉避難所設置計画として施設の状況等を、あらかじめ甲へ報告するものとする。

(個人情報の保護)

第10条 甲及び乙並びに介助員等は、この協定に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から会計年度の末日までとし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和 3 年 6 月 28 日

(甲) 塩竈市旭町1番1号

塩竈市長 佐藤 光



(乙) 宮城県宮城郡松島町松島字東浜4番地

有限会社マミーホーム

取締役 鶴田 一



別表（第8条関係）

○福祉避難所の管理運営に要した費用の単価等

費用項目	単価等
(1) 介助員等に要する人件費 (夜勤等に要する費用を含む)	(ア) 日勤（時間給） 一般介助員の人件費は塩竈市の「会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則（令和2年規則第19号）」の業務補助員の号給に準じるものとし、主任、リーダーの職責にある介助員（以下「主任等」という。）の人件費は一般介助員の人件費に110/100を乗じた単価とする。 (イ) 夜勤 ①時間外勤務（時間給） 一般介助員及び主任等それぞれ日勤の単価に125/100を乗じた単価とする。 ②深夜勤務（時間給）…22:00～翌5:00 一般介助員及び主任等それぞれ日勤の単価に150/100を乗じた単価とする。
(2) 要配慮者等に要する食費	実費弁償とする。
(3) その他オムツ代等の乙が直接支払いを行ったものに要した費用	なお、裏付けとなる領収書等を添付するものとする。

別記 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

- 第1 乙は、この協定による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。
(秘密の保持)
- 第2 乙は、この協定による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。事務が終了し、又はこの協定を解除された後においても同様とする。
(適正な管理)
- 第3 乙は、この協定の事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
(従事者への周知等)
- 第4 乙は、この協定により事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該協定による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他の個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。また、乙は、この協定による事務を処理するために取扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。
(収集の制限)
- 第5 乙は、この協定による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
(再委託の禁止)
- 第6 乙は、この協定による事務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、甲が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。
(複写及び複製の禁止)
- 第7 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。
(目的外利用及び提供の禁止)
- 第8 乙は、甲の指示がある場合を除き、この協定による事務の処理のために取扱う個人情報を当該協定の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。
(実地調査等)
- 第9 甲は、乙がこの協定による事務を行うに当たり、実施状況を調査する必要があると認めるときは、実地に調査し、乙に対して必要な書類の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。
(資料の返還等)
- 第10 乙は、この協定による事務の処理のために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報を記録した資料等は、事務完了後、直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとし、甲の承諾を得て行った複写又は複製物については、廃棄又は消去しなければならない。
(事故発生時における報告)
- 第11 乙は、個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この協定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。事務が終了し、又は協定を解除された後においても同様とする。
(契約の解除及び損害賠償)
- 第12 甲は、乙が個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、協定の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

地震編資料7-18 原子力災害時における住民の広域避難に関する協定

塩竈市長と石巻市



原子力災害時における住民の
広域避難に関する協定書



石巻市・塩竈市

原子力災害時における住民の広域避難に関する協定書

石巻市（以下「甲」という。）と塩竈市（以下「乙」という。）は、東北電力株式会社女川原子力発電所において原子力災害の発生又は発生するおそれがある場合（以下「原子力災害時」という。）における住民の広域一時滞在（以下「広域避難」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第86条の8の規定及び甲が定めた石巻市広域避難計画に基づき行う広域避難を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（広域避難の基本的事項）

第2条 原子力災害時に甲の住民の生命又は身体を災害から保護するため、甲が広域避難の必要があると認めたときは、乙は正当な理由がある場合を除き、甲の住民を受入れるものとする。

2 乙は、公共施設等のうち、あらかじめ選定した施設を甲の住民の避難所（以下「避難所」という。）として提供するものとする。

3 甲は、宮城県（以下「県」という。）と連携し、広域避難が乙の自治体運営の負担とならないよう広域受援体制を構築する等配慮しなければならない。

（広域避難の受入要請等）

第3条 広域避難の受入要請は、甲が乙に対し文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

2 原子力災害時に甲がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、県が甲に代わって乙に対し広域避難の受入要請を行うものとする。

3 乙は、甲と広域避難の受入れについての協議が整った場合は、速やかに避難の受入準備を開始するものとする。

（受入期間）

第4条 乙がこの協定に基づき甲の住民を受け入れる期間は、原則として、避難の必要がなくなるまで、又は避難所ごとに前条第3項の開始から1か月以内とする。ただし、原子力災害と合わせ、その他災害の状況、避難者数、避難所の施設の利用状況等を踏まえ、乙が1か月を超えて受け入れることとした場合は、この限りでない。

（広域避難時の受入人数）

第5条 甲の住民が広域避難する際の乙の受入人数は、1,103人を上限とする。

2 乙の受入人数に変更がある場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(必要物資等)

第6条 避難者の受入れ及び避難所の運営に必要な物資及び防災資機材等(以下「必要物資」という。)については、甲が県と協力し、その確保に努めるものとする。

2 前項の必要物資が不足する場合、甲は乙に対して必要物資の貸与又は提供を要請し、乙は対応可能な範囲で協力するものとする。

(広域避難における役割分担)

第7条 広域避難における甲の活動内容は次の各号のとおりとする。

- (1) 防護措置等の住民等への伝達及び避難手段の確保
- (2) 避難対象地区から退域検査ポイント及び避難所受付ステーション並びに避難所への誘導
- (3) 避難者の自家用車駐車スペースの確保
- (4) 避難所受付ステーションの運営
- (5) 避難所の運営に係る必要物資の調達
- (6) 避難所及び福祉避難所の運営
- (7) 避難住民の健康管理

2 広域避難における乙の活動内容は次の各号のとおりとする。

- (1) 避難所受付ステーションの運営支援
- (2) 避難者の自家用車駐車スペースの確保支援
- (3) 避難所受付ステーションから避難所への避難者の誘導支援
- (4) 避難所の開錠及び施設管理
- (5) 避難所の運営に係る必要物資の調達支援
- (6) 避難所及び福祉避難所の運営に係る支援

(避難所の運営)

第8条 乙は、避難所運営の初期において、甲による避難所の運営が困難な場合には、甲の体制が整うまでの間、避難者の受入れを行うなど避難所の運営を行うものとする。

2 甲は、学校を避難所として長期間にわたり使用する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用期間、利用方法等について、乙を通じ、乙の教育委員会、宮城県教育委員会及び私立高等学校長と調整を図るものとする。

(福祉避難所の開設)

第9条 甲は、避難所に受け入れた避難者のうち、一般の避難所では生活が困難な高齢者や障害者等のために、県及び乙の協力のもと、福祉避難所を開設する。

(費用の負担)

第10条 広域避難の受入れその他被災者支援に係る費用については、災害救助法(昭和22年法律第118号)、原子力損害の賠償に関する法律(昭和36年法律第147号。以下「原子力損害賠償法」という。)、国の費用負担等により、最終的に乙の負担とならないことを原則とする。

- 2 前項の費用のうち災害救助法及び原子力損害賠償法に定めがないものについては、原則として甲が負担する。

(平常時の活動)

第11条 甲及び乙は、広域避難が円滑に実施できるよう、平常時から次の各号に掲げる情報を共有するとともに、毎年県が実施している原子力防災訓練への参加に努めるものとする。

- (1) 平常時及び原子力災害時の連絡担当部局名及び連絡先
- (2) 乙に避難する行政区ごとの人口
- (3) 広域避難をするための受入施設の状況（改廃等の計画を含む）

(連絡責任者)

第12条 この協定に関する連絡責任者は、甲の危機対策課長及び乙の市民安全課長とする。

(補則)

第13条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書の内容に疑義が生じた場合は、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

- 2 この協定書の内容が適切に実施されるよう、毎年度1回は甲乙で協定書の内容を確認するものとする。

この協定書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成29年12月1日

甲 宮城県石巻市

石巻市長 亀山



乙 宮城県塩竈市

塩竈市長 佐藤

